



会 議 内 容	
課長	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。これより平成 17 年度第 2 回和光市介護保険運営協議会を開催いたします。本日は、菅野会長が都合により欠席のため 和光市介護保険条例第 19 条の規定により 鈴得副会長に議事進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは 初めに市長からご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>おはようございます。ご案内のとおり 18 年からは第 3 期の事業計画期間に入ります。和光市はこれまで「元気な高齢者の多い町に」ということで取り組んでまいりました。18 年度からの介護保険の重点的改正のポイントは、まさに和光市ではすでに取り組んでおりました予防介護という予防を中心としたシステムで、そういう意味では和光市として新しい制度に乗りやすいのかなと思っております。皆さんには併せまして長寿あんしんプラン策定会議のメンバーとして、事業計画の策定につきましても引き続きよろしく願いいたします。</p> <p>本日ご審議をいただく諮問事項は「平成 17 年度和光市介護保険特別会計補正第 2 号予算（案）」となっております。どうか皆様の忌憚のないご審議を賜りますようよろしく願いいたします。</p> <p>（諮問書読み上げ） 市長退席</p>
課長	<p>それでは会議に入らせていただきます。鈴得副会長よろしく願いいたします。</p>
鈴得副会長	<p>本日は菅野会長が都合悪く欠席のため、私が議事進行を努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは諮問に基づき順次議事に入ります。まず、議事に先立ちまして議事録署名人の指名をさせていただきます。川向委員、齋藤委員、議事録の署名をお願いいたします。</p> <p>それでは 審議事項「平成 17 年度介護保険特別会計補正第 2 号予算（案）」につきまして事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい それでは説明いたします。</p> <p>お手元の資料「第 2 回和光市介護保険運営協議会審議資料No.1」の 2 頁をお願いいたします。</p> <p>歳出の方から説明をしてまいります。今回の補正につきましては、</p>

介護保険第2期の最終年度となります。皆様ご承知のとおり介護保険は3年おきに事業計画を見直し運営していくわけですね。今回17年というのは第2期の最終年ということで、いつもながら当初の15年には黒字が出て16年にはフィフティーフィフティーとなり、今回は赤字になり、その分に対して補正を加えていくものなのですが、保険給付費・市町村特別給付費・保険福祉事業の3本の補正を組んでおります。

保険給付費につきましては3年間の事業計画に対して1年目に予算を決めるシステムになっております。当初予算では低めに設定されておりますので、必然的に増額を行う形になります。居宅介護等サービス費については7,716万8千円の増額、施設介護サービス費については2,716万6千円、居宅介護等サービス計画給付費については314万9千円、そして主に施設介護サービスに連動する形で高額介護等サービス諸費として156万4千円の増額をお願いするものでございます。

市町村特別給付につきましては介護予防や様々な在宅介護の限界点を高めることによりまして様々な効果が現れマイナスになっております。それにより一般会計の自立になった方の支援の部分にシフトする状況が現れております。「紙おむつ等サービス費」につきましては532万3千円のマイナス、「送迎サービス費」については681万円のマイナス、「配食サービス費」については大きく1,911万7千円のマイナスとなっております。配食は食の自立支援の関係で配食からヘルパー調理に切り替わる方が多く、特に今年度におきましては効果が出ております。ただ来年度におきましては新たに65歳の段階を迎える方もしくは75歳の後期高齢者に入る方等いろんなリスクを持っている方がいらっしゃると思いますので、下がったり上がったりと繰り返すような会計になってまいります。

3頁にまいりまして和光市の介護予防を推進する保健福祉事業では616万9千円の増額をお願いします。この主な内容は、「筋力向上トレーニング」です。「筋力トレーニング」は来春から新制度となってデイサービス＝通所介護系において主に行われます。今回は医療モデルということで、廃用症候群ということにより軽度の要介護状態にある方、変形性膝関節症とか腰痛症のある方で、腰痛症プラス心臓疾患、変形性膝関節症プラス高血圧症等の疾患がある方に対するモデル的な筋力向上を行います。これは来年を見据えたもので、来たる制度改正に対応する事業を12月から行いその為の補正となります。

いま歳出の方で説明しましたが、続きまして4頁をご覧ください。この表の黒太枠で囲んである部分が今回の補正対象となります。この表は和光市の介護保険の月別の集計と来年の3月支払い分までを見込んだものです。左から見ていきますと、居宅介護等サービス費につきましては最高額の部分を3月まで見込む形にして今回の補正額を出しております。次の施設介護サービス費についても同じ形をとっております。居宅介護等サービス計画費につきましては伸び率の平均で見込んで補正額を出しております。やはり最終年度については給付費が伸びてきております。介護予防の推進もあるのですが要介護1～5に関する部分については悪化の方もいらっしゃいますし、施設の関係もございます。また高齢化の進展は今後もっと強まりますので、介護予防効果も上げながら給付費を鈍化させるというような方策を行ってまいります。

5頁は市町村特別給付の動向ということで、「紙オムツ等サービス費」については大体100万円前後となっております。9月以降は128万3,269円とオーバー分を見込んだ額で決算を出しております。「送迎サービス費」についても同じような手法でやっております。「配食サービス費」については私たちも想像を超えるくらいたとえば1週間配食を取っていた方がヘルパー調理に切り替わったり、ヘルパーと一緒にコンビニエンスストアやマーケット等の惣菜を買いに行くというプランを13年から食の自立支援の中でやっておりますのでかなり意識が高まってきております。その関係から配食を使わなくても低栄養改善ができるようなベースが構築されております。今年はそれが色濃く出たような形で大幅な減額になります。皆様には来週月曜日にも審議をお願いするのですが、来年分につきましては高齢化率の進展がさらに強まります。和光市は現在11.8%くらいですが、10年で5～6%伸びることが予測されます。来年につきましてもその推計は高く出ておりますが、今年度につきましては1,911万7千円の減額となっております。

続いて6頁ですが、今までご説明したものを保険給付費負担等対象経費というところにまとめてあります。保険給付費は1号保険料・2号保険料、国庫負担金、市の一般会計から負担されますが、それぞれ累計した数値を出しております。国の法定給付費の負担分の20%＝国庫負担金となります。高齢化率とか和光市の所得に応じた国庫補助調整交付金は、和光市の場合所得もよく高齢化も前期高齢者が多いということで0.59%しかなく、この部分については補正は見込めませ

ん。県負担金の12.5%、支払基金交付金といわれる40歳から60歳の医療保険者からの徴収金で賄う2号保険料の32%、市の一般会計からの12.5%を歳入として計上しております。残りの部分につきましては市町村特別給付費がマイナスになったものを財源移行する形をとり、残金につきましては準備基金にもっていくというような形をとっております。今回の補正は特別に給付費が伸びたということではなくて制度的な必然性の部分であります。また市町村特別給付におきましては介護予防等の効果で減額が発生した状況となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

鈴得副会長

事務局からの説明が終わりましたけれども ご質問がありましたらお願いいたします。

3頁の保健福祉事業ですが、モデル事業ともなっております「筋力向上トレーニング」の補正予算の額の決め方はどのようになっているのですか。

事務局

この内訳としましては、今までは20人に対して1日1回「筋力向上トレーニング」をやってきました。来年から筋力向上の単独事業等につきましては、保険制度で行う場合には午前1回午後1回もしくは午後2回となります。通所介護＝デイサービスというところで行われ、名前も「運動器向上」と変わります。「運動器向上」を行う場合、1セットでは保険制度はまわらないのですね。これは採算性の部分と要介護認定者の軽度の方をカバーするという意味からもです。今回の事業におきましては総合福祉会館のほうで、午前1回午後2回としております。15名～20名に対しての委託料が300万円程度になっておりますので、諸経費を含めて616万9千円となります。これについては健康運動指導士とか理学療法士、さらにはケアワーカー等のスタッフ経費が主になってきます。それに加え今回は医療モデルなので医師をスタッフの中に加えており、医師によるバイタルチェックを行った後にこの事業を投入するという形になっております。

鈴得副会長

ほかにご質問はございませんでしょうか。

大松澤委員

今のお話の続きになりますが、一人あたりはいくらくらいになるのでしょうか。

事務局	<p>今回は介護報酬の仮算定みたいな形を取っているのですね、送迎にかかる経費だとか・・・それでいきますと1日あたりの単価は約9,800円くらいになり 週2回ベースで3ヶ月行っていきます。その他マシンを使う以外にバランスボールとかセラバンド等 在宅でできるように、宿題を出す形をとっております。通所で週2回、在宅でヘルパーと行うことでより効果が出ることを見込んでおります。やはり経費的には医師や看護師にかかる部分が大きなものとなっております。</p>
大松澤委員	<p>5頁の市町村特別給付のところの「配食サービス費」についてですが、1食の経費はおいくらですか。</p>
事務局	<p>1食の経費は1,000円で600円が給付費となっております。</p>
大松澤委員	<p>一般の食事の場合には値段の60%が材料費といわれておりますが、そういう意味で内訳はどのようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>内訳は、400～500円が食材料と調理費になります。配食サービスの単価が高くなる理由は、衛生管理の面にあります。配食で一番に気をつけなければいけないことは食中毒で、その原因菌であるO157が発生するのは70度以下になった場合です。その為和光市では指定基準で75度以上の温蔵庫をデリバリーの車に備え また保冷の為に冷蔵庫も備えるようになっております。その為デリバリー（配達）にかかる経費が一番高いのですね。それ以外にガソリン代・配達員の人件費・車の整備コストとなっております。配食については前回策定会議のときにもお話したのですが、徐々に地域配食に移行する形で、和光市内に整備される地域密着型サービスのグループホームや小規模多機能の厨房で作り、それによりデリバリーコストを下げる方向で来年からは進めます。</p>
鈴得副会長	<p>他に何かございますか。</p> <p>それでは無いようですので、採決を行います。 原案どおり決することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>* 異議なし</p> <p>異議がないので原案どおりといたします。</p> <p>それでは、平成17年度第2回和光市介護保険運営協議会をこれに</p>

て閉会させていただきます。  
どうもありがとうございました。

議事録署名人

印

印

